

「浦添市医療・福祉等従事者宿泊費補助事業」の考え方（質問及び回答）

No.	項目		質問	回答
1	第1条	目的	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市内の医療・福祉等従事者の負担の軽減を図り、従事業務の専念に資することを目的としているが、具体的にはどのような場合か？	実際の感染者やその濃厚接触者などへの対応のために医療機関や福祉施設等での従事者が、業務に専念するため、また、当該業務に従事していることから、家族への感染等の不安感を軽減するため、帰宅せずに市内の宿泊施設等に宿泊した場合を想定しています。 基本的には、直接患者への医療提供や福祉施設等の利用者への支援を行う方です。
2	第2条	対象者	日本標準産業分類－大分類「P－医療，福祉」に定める事業所の確認方法は？	市ホームページの添付を参考にしてください。なお、細分類の○で例示されているもの以外でも包含している事業所（必ずしも名称が一致しないもの）もあります。
3			日本標準産業分類－大分類「P－医療，福祉」に定める事業所には細分類で本社等の管理、補助的経済活動を行う事業所がありますが、各事業所の管理部門の事務職員等も該当するのか？	基本的に利用者と接する業務に従事する職員が対象となり、事業者に証明していただくことになります。このことから、電話応対等直接利用者へ接していない場合は対応となりません。ただし、直接陽性者等と接することはないが、追跡調査等で業務がひっ迫し、深夜まで従事し、結果として宿泊した場合は該当となります。
4			医療機関や福祉施設等で対象となるのは具体的にどのような従事者か？	医療・福祉等の従事業務の専念のために、勤務先の事業所の長が必要な宿泊であると認めた従事者
5			対象者は市内に存する事業所に勤務の場合であるが、浦添市内に事業所はあるが浦添市外の事業所、本社等への勤務の場合は含まないということか？	お見込みのとおりです。
6			対象となる事業所は市立こども園等の公立も含み、そこに勤務する医療・福祉等従事者も含むということか？	お見込みのとおりです。新型コロナウイルス感染症に係る対応は公立、民間の区別はしないという趣旨です。
7			浦添市外に在住している場合は、対象となるか？	お見込みのとおりです。浦添市内の対象となる事業所に勤務されている方であれば、居住地は問いません。

8	第3条	補助対象	宿泊先について、「市内の宿泊施設等」があるが、具体的な範囲は？	市内の宿泊施設等：浦添市内の宿泊施設等を利用した場合のみで、浦添市外で利用された場合は含みません。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号から第6号に該当する営業ではないこと、又は、社会通念上、同法同条同項各号の営業と認められない施設である必要があります。 (対象)ホテル・ビジネスホテル・旅館・ウイークリーマンション等の賃貸物件、民泊等 (対象外) 病院宿舍、勤務先の社宅等 ※勤務先のみで宿泊先の用意が可能であり、補助の対象としてはなじまないため
9			新型コロナウイルス感染症に関する医療・福祉等従事者であっても浦添市内の宿泊施設等は全て、空室等があれば宿泊利用が確約され、補助の対象となるのか。	宿泊施設等との契約は、宿泊する本人又は事業所との契約となるため、宿泊利用が確約されるものではなく、補助はあくまで利用後に行うものです。
10	第5条	補助額	ウイークリーマンション等の場合、週単位等での料金設定の場合の考え方は？	週単位等での設定以外に日額単位での設定がある場合その料金設定になります。週単位等で利用した場合であっても実際の補助は1泊単位であることから補助金交付申請書で勤務先等が証明した宿泊日に係るものが対象です。したがって、日額単位での設定がない場合は日単位で割り戻した額で、補助金の額の決定を行います。
11			医療・福祉等従事者個人での利用ではなく、勤務先の事業所が宿泊（賃貸）契約した場合、当該従事者が宿泊した日に係るもののみが補助対象との理解でよいのか？	お見込みのとおりです。1人1泊単位での補助であり、宿泊日ベースの考え方です。補助金交付の申請においても事業所の長が行い、様式の「勤務先等証明欄」の証明は当該事業所に係る法人（事業者）の代表者が行いますが、その際実際の宿泊者の氏名の記載も必要となります。
12			宿泊に係る食事代は補助対象に含まれるか？	食費は、自宅へ帰宅した場合でも掛かるため対象外です。食事付プランである場合でも素泊まり相当分となります。なお、朝食無料サービス等の設定の場合は、食べるかどうかは自由であり、素泊まり相当分と切り分けが困難である場合、素泊まり相当分であるとみなします。
13			ウイークリーマンション等の場合は宿泊費に相当する賃貸料以外に光熱水費の設定があるが、含まれるか？	お見込みのとおりです。ホテルに宿泊の場合でも宿泊費には光熱水費相当分も含まれていると考えられ、ウイークリーマンション等の場合で、賃貸料とは別に光熱水費の設定がある場合、その合計額で補助金の額を判断します。

14	第5条	補助額	複数の医療・福祉等従事者で1つの部屋に宿泊した場合（相部屋）に補助の対象となるか？	複数の従事者が同部屋で宿泊した場合でも、補助の要件に該当する従事者であれば、1人1泊について対象となります。補助金交付申請書は、事業所の長が提出の場合（部屋借など）は、1枚で結構（宿泊者名複数記入可）ですが、個人ごとで提出の場合（個人ごとで申請、宿泊費の支払い）は、宿泊者ごとに補助金の交付申請が必要になります。
15			補助額の決定の考え方①（基本の考え方）	1人1泊毎に考えます。（素泊まり相当分で光熱水費相当分を含む。以下同じ） ○宿泊料金：5,000円＝実際の支払額 補助の上限：3,000円＝補助額 ○宿泊料金：3,000円＝実際の支払額 補助の上限：3,000円＝補助額 ○宿泊料金：2,000円＝実際の支払額 補助の上限：3,000円 補助額:2,000円
16			補助額の決定の考え方②（宿泊施設等の割引サービスを受けた場合の考え方（1））	1人1泊毎に考えます。宿泊施設等が実施の割引サービスとの併用は可能です。ただし、割引後の支払額が3,000円（1人1泊）を下回る場合は、実際に支払った金額が上限となります。領収書等で実際に支払った金額を確認します。 ○宿泊料金：5,000円 宿泊施設の割引サービス：2, 5 0 0 円 実際の支払額：2, 5 0 0 円 補助の上限：3,000円 補助額：2, 5 0 0 円 ※割引にはポイント払い分（クレジットカードのポイント等）や使用先を特定した宿泊補助券を含みます。（併用可で、割引後の実際の支払額で、補助の上限額（3, 0 0 0 円）までが対象）

17	第5条	補助額	補助額の決定の考え方③（宿泊施設等の割引サービスを受けた場合の考え方（２））	（例）２泊した場合、１泊目は割引を受けられたが、２泊目は割引を受けられなかった。 １泊ごとに補助の上限は３，０００円となる。１泊につき３，０００円を下回った場合は、実際の支払額が上限となります。 １泊目：宿泊料金：５，０００円 宿泊施設の割引サービス：２，５００円 実際の支払額：２，５００円 補助の上限：３，０００円 補助額：２，５００円 ２泊目：宿泊料金：５，０００円 宿泊施設の割引サービス：０円 実際の支払額：５，０００円 補助の上限：３，０００円 補助額：３，０００円 →補助の合計額５，５００円
18			補助額の決定の考え方④（現金以外での支払いの考え方）	ポイントによる支払い（クレジットカードのポイント等）は割引と同様とします。商品券（使用先を特定していない金券や宿泊商品券含む。）やクレジットカード払い、その他キャッシュレス払い（電子マネー等）分は現金払いと同様とみなし、支払い後の１人１泊当たりの宿泊料金で上限３，０００円まで補助となります。

19	補助額	補助額の決定の考え方⑤（事業所による部屋借りの考え方）	1人1泊毎補助額の上限の考え方は変わりません。 ○1部屋1泊6,000円で借り、3人で泊まった場合 $6,000円 \div 3人 = 2,000円/人$ 補助の上限3,000円 > 2,000円 ⇒ 補助額2,000円/人 ○1部屋1泊30,000円で借り、3人で泊まった場合 $30,000円 \div 3人 = 10,000円/人$ 補助の上限3,000円 < 10,000円 ⇒ 補助額3,000円/人 ○（例）1部屋1泊30,000円で借りた。 8月3日：3人で泊まった場合 宿泊費：10,000円/人 ⇒ 補助額3,000円/人 8月4日：同じ部屋で4人泊まった場合 宿泊費：30,000円 ÷ 4人 = 7,500円/人 ⇒ 補助額3,000円/人 → 1回の申請で可能（60,000円の領収書） 申請額（補助額）：3,000円 × 7回 = 21,000円
20	第6条・第7条 申請者・補助金の交付の申請	補助金交付申請書の提出について、規程で「指定の期日までに」とあるが、いつまでにということか？	令和2年度の予算によるものであるため、当該年度中に申請する必要があるということです。予算の範囲内での補助となりますので、できる限り宿泊した月の翌月11日までに申請するようお願いします（ただし令和3年3月の宿泊費は令和3年3月中に提出が必要になります。）。
21		補助金交付申請書には当該申請に係る宿泊の宿泊日、宿泊施設等の名称、補助対象者が確認できる書類及び宿泊施設等に支払った金額が確認できる書類の添付とあるが、具体的には？	宿泊に係る「領収書」で原本が必要です。なお、ウイークリーマンション等で賃貸借契約によるものなどは契約書、重要事項説明書等の写しで可です。
22		宿泊に係る「領収書」を紛失したが、申請は可能か？	宿泊施設で再発行の手続きをしていただくか、必要事項が確認できるものを添付してください。
23		補助金交付申請書の「申請者」とは？	宿泊者本人が申請する場合は当該個人、事業所が申請する場合は事業所の長（院長、施設長、管理者等）になります。
24		補助金交付申請書の【勤務先等の証明欄】の証明者は？	宿泊者本人が申請する場合は勤務先の所属長（院長、施設長、管理者等）、事業所が申請する場合は、当該事業所に係る法人（事業者）の長（理事長、代表取締役等）になります。
25		1回の補助金交付申請で、11泊以上分の申請をする場合、補助金交付申請書の記入欄が不足するが、どうすればよいか？	10泊単位で2枚に分けて申請書を作成してください。その際、申請書毎に申請者の押印、勤務先証明欄の記入・押印が必要です。

26	第9条	補助金の請求	補助金の交付請求はいつ行うのか？	今年度中に請求してください。予算の範囲内での補助となりますので、できる限り宿泊した月の翌月11日までに申請するようお願いいたします（ただし令和3年3月の宿泊費は令和3年3月中に提出が必要になります。）。申請書単位で請求書を提出してください。
27			補助金交付請求書の「請求者」とは？	決定兼確定通知書に記載の氏名（申請者）の方が請求者になります。住所は、個人の場合は居住地、事業所の場合はその所在地になります。
28			補助金の振込先の口座名義人は請求者と異なってもよいか？	原則は、請求者と口座名義人（振込先）は同一ですが、事業所の長が請求の場合等で振込先が法人（事業者）の口座になる場合も想定されますので、補助金交付請求書の下欄の記載により委任してください。その際、請求者と同じ氏名の記入と押印が必要です。
29	第8条	補助金の 交付の決定 等	補助金の交付の方法は？	補助金の交付の決定及び額の確定後、30日以内に補助金交付請求書に記載の口座名義に支払いをします。支払方法は口座振込のみになります。
30			複数回、補助金交付申請・請求を行った場合の交付は？	1回の交付申請・請求の単位での交付（支払い）になります。